

勧誘方針

株式会社アイ・エフ・クリエイト(以下「当社」という)は、保険代理店として『金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律』に基づき、以下の勧誘方針を公表するとともに、各種法令・諸規則を遵守し、適正な販売をすることで社会的使命を果たします。

【適正な勧誘】

- 商品の販売にあたっては、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律その他の関係法令等を守り、適正な販売に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の習得、研さんに励み、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、ご購入目的、財産の状況等を総合的に勘案し、ご意向と実情に沿った商品をご選択いただけるよう努めてまいります。
- 市場の動向に大きく影響される商品については、お客さまの判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間、場所等について十分配慮するよう努めてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合の保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速、的確に手続が行われるよう努めてまいります。
- お客さまのご意見、ご要望等をお聞きし、商品の開発・提供の参考にさせていただきよう努めてまいります。

推奨方針

【比較・推奨販売の基本方針】

- 当社は、お客様に提案する保険商品を選ぶにあたって、お客様のご意向に基づき、当社の推奨方法・基準に沿って、保険会社または保険商品を選定した後、選別した特定の商品を推奨します。
- 当社は、以下の推奨方法・基準に従って、保険会社または保険商品を選定します。

【生命保険分野の推奨商品】

通信販売:当社は、生命保険商品をお客様に提案するにあたっては、取扱保険会社の中から、保険種類ごとに過去1ヵ月間の新規申込件数が上位の保険商品で3社以内を選定します。

対面販売:当社は、定期的開催する商品選定委員会にて、「商品特性」「保険料水準」「保険会社の健全性」「メンテナンスの柔軟性」など複数の観点から保険商品を評価し、上位評価の保険商品を選定します。

【損害保険分野の推奨商品】

当社は、損害保険商品をお客様に提案するにあたっては、取扱保険会社の中から、保険種類ごとに過去1年間の新規申込件数が上位の保険商品で3社以内を選定します。

- 以下の場合に限り、例外的対応を行うことができるものとします。

- ① お客様が特定の保険会社・商品を指名なされる場合
お客様のご意向を最優先して、当該保険会社・商品の商品概要を説明することとし、お客様が当該商品の特性等を理解した上でのご意向であるかを確認して、募集を行うものとします。
- ② 引受リスク関連で商品が限定される場合
保険契約の特性上、当該リスクによって、保険会社の引受可否・基準が相違する場合、お客様保護の立場から推奨保険会社以外で当該リスクを引受可とする保険会社を、適宜、推奨保険会社(推奨商品)として取り扱うことができるものとします。
- ③ 損害保険分野で更改契約に該当する場合
損害保険の更改契約のお客様に対しては、お客様が前年に選択いただいている保険会社の商品で更改契約の提案を行うものとします。
- ④ お客様が法人又は事業者の場合
お客様のご意向が多様であり、かつ、ご意向に沿った商品が限定されているため推奨保険会社(商品)特に定めず、お客様のご意向(①目的、②保険料、③保険金額、④保険期間、⑤解約返戻率等)を把握し、希望条件に沿った絞込・比較を行い、好条件の保険会社を推奨するものとします。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ(2007年6月19日)による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」及び関係法令に則り、反社会勢力に対応いたします。また、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、適切な対応を図るとともに、これを順守いたします。

- 反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し適切かつ健全な業務の遂行を確保いたします。
- 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜提供は行いません。
- 不当要求がいかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。
- 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士などの外部専門機関と緊密な連携を図ります。

当社は犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ(2007年6月19日)による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」及び関係法令に則り、反社会勢力に対応いたします。また、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、適切な対応を図るとともに、これを順守いたします。

反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、従業員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

権限に関する明示

- 生命保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行い、契約締結の代理権はありません。また、生命保険募集人には告知受領権はありません。告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師のみが有しております。生命保険募集人に口頭でお話しいただいても告知したことはありませんので、告知書面へのご記入をお願いいたします。なお、保険契約は保険会社が承諾したときに有効に成立いたします。
- 損害保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の損害保険契約の媒介、または契約締結の代理権を有しております。なお、当社取り扱いの保険商品によっては、告知受領権を有するものがあります。お客さまに告知いただいた保険申込書(告知書)の記載内容が事実と異なる場合は、ご契約が解除や無効となり、保険金が支払われないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。
- 少額短期保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の少額短期保険契約の媒介を行い、契約締結の代理権はありません。また、少額短期保険募集人には告知受領権はありません。告知受領権は少額短期保険会社のみが有しております。少額短期保険募集人に口頭でお話しいただいても告知したことはありませんので、告知書面へのご記入をお願いいたします。なお、保険契約は保険会社が承諾したときに有効に成立いたします。

取扱(引受)保険会社

取扱(引受)保険会社につきましては、
こちらのQRコードを読み取ってください。

